



第10回全国中高教育模擬国連大会(AJEMUN)

F議場 PPまとめ

Afghanistan

自国はICCの能力が強化され、国内に介入されるととても不利な立場にあります。そこで我々は、ICCは各国の主権を最優先で尊重し、逮捕・引渡し協力は完全に各国の裁量事項とする、ICCの役割は「補完的」「最後の手段」であると再確認させるような改革、政策を望みます。また我々は現状、ICCは特定の地域や政治的に弱い国に偏って捜査を行っているという「選択的正義」「アフリカ偏重」な状態にあると考えています。実際に、アフガニスタン事案では、当初、米軍や旧政府の行為を含む広範な捜査が想定されていたが、その後の手続きのなかで、捜査の実現可能性や国際的な圧力が大きな論点となり、結果としてタリバンやIS-K関連の問題に関心が移っていったという事例があります。これは「強い国には甘く、弱い側だけを追及する」という印象を我が国に強く与えました。このようなことから、我々はICCの恩恵を全加盟国が平等に受けれていないと感じました。そこで、まずは捜査、介入の基準を明確にすること。そして非加盟大国が自国や同盟国への捜査には強く反発し、制裁などの圧力を行使することを抑制するため、同じような不利益を被った発展途上国ならびに加盟国同士で協力できるような改革、政策を望みます。非加盟大国による国際機関への圧力や制裁を問題視している国、「主権尊重」「選択的正義への懸念」を抱いている国、イスラム法に基づく国内司法を採用する国など、自国と境遇が似ている国の方々、当日ぜひ協力し合えると嬉しいです。

Albania

Australia

オーストラリアは、ICCが「不処罰なき世界」の実現に不可欠な機関であると考え、その正当性と実効性を揺るがしている二つの構造的欠陥を容認できないと考える。

第一に、普遍性の欠如である。中国・インドをはじめ約40か国が条約に署名すらしておらず、米国・ロシア・イスラエル・イランは署名したまま批准していない。米国は自国民の訴追を防ぐため二国間協定を各国に求め、ロシアは2016年に署名撤回を表明し、2023年のプーチン大統領への逮捕状発出後は国内でICC職員を訴追する対抗立法まで制定した。世界の主要な軍事大国・人口大国がICCの管轄外に置かれている現状は、「すべての人は法の前に平等」という理念と真っ向から矛盾する。

第二に、執行力の欠如である。ICCは独自の警察力を持たず、逮捕状の執行は締約国の自発的協力に完全に依存している。アル・バシール元スーダン大統領は逮捕状発出後も複数のICC加盟国を訪問したが逮捕されず、プーチン大統領も2024年にモンゴルを訪問した際、モンゴルは締約国でありながら逮捕義務を果たさなかった。締約国会合は「非協力」を認定できても制裁権限を持たず、安保理への付託も拒否権で機能しない。逮捕状が「執行される見込みのない象徴」ととどまるならば、ICCの権威そのものが損なわれる。



オーストラリアは1998年署名・2002年批准以来ICCを一貫して支持してきた締約国として、この二つの欠陥に正面から向き合う改革を求める。具体的には、非加盟の大国に対する段階的な協力受諾の働きかけと、逮捕状執行における締約国間の実務的な多国間協力枠組みの構築を提案する。理念と現実の乖離を放置すれば、ICCは「西側と弱小国のための機関」との批判をますます免れ得ない。本会議を通じて、大国不在と執行力不足という根本的な課題への実効性ある解決策が模索されるべきだと考える。

Bangladesh

大使の皆さんこんにちは、バングラデシュ大使です。
バングラデシュは2010年にICCに加入しました。バングラデシュは、ICCの加盟国として確固たる立場そして南アジア地域協力連合(SAARC)における主導的な役割を担い、それを通じて国際刑事司法の発展と強化に不可欠な貢献を果たしています。これは、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪といった人類が最も嫌悪し、遠ざけるべき国際犯罪に対する断固たる処罰と、その再発防止への揺るぎない決意を国際社会に示すものです。この積極的な関与は、国内における法の支配の確立と司法制度の能力向上に寄与するだけでなく、国際社会全体における正義の実現と被害者の権利擁護という目的達成に直接的に貢献しています。
自国は、現代社会における国際犯罪の複雑さと国境を変える性質を深く理解・認識しており自国だけの努力ではこれらの脅威に立ち向かえないこともよくよく理解しています。
だからこそ、地域的な枠組みでの連携を強化し、グローバルな司法協力ネットワークを行うことで、共通の敵である国際犯罪に立ち向かうための実践的な解決策を追求していきます。今後も自国は国際社会との連携をさらに深くし、国際刑事司法制の更なる実効性の向上に尽力してまいります。紛争や不正義のない、より良い世界。私たちは、平和で公平な世界を次の世代に繋げていくことができるようにすることが、我々の世代に課せられた責務であると確信を持っています。
大使の皆様、短い期間ではありますがこの二日間、どうぞよろしくお願いいたします。

Barbados

バルバドスは、国際法のルールを正しく守ることが、大国だけでなく小国を含めた世界全体の平和と安全を保つ基本であると考えます。しかし現在の国際刑事裁判所ICCは、「大国の不公平な扱い」「小国が裁判に参加しにくい仕組み」「気候変動をはじめとする新しい脅威への不十分な対応」という3つの深刻な課題を抱えている。これらの問題を解決するため、以下の改革を提案する。
第一に、「大国による政治利用と二重基準の解消」である。法の下での平等はどの国にも適用されるべきだ。特定の国が義務を果たさずに免責される状況を放置すれば、国際社会の信頼は失われる。急なペナルティによる対立を避けつつも逃げ得を許さない仕組みとして、一定の協議期間を設けながら確実に説明責任を果たさせる制度の創設を求める。
第二に、「小国の裁判参加を支えるオンライン化と実務支援」である。資金や人手が限られる小国にとって、すべての手続きに現地で参加することは現実的ではない。会議や手続きのオンライン化を進めることは、小国の発言権を守るだけでなく、裁判所全体の業務効率化にも大きく貢献する。財政面では、各国の負担を一律に増やすのではなく、既存の被害者信託基金や有志国からの支援金を有効活用する。
第三に、「気候変動や大規模な環境破壊(エコサイド等)への対応」である。海に囲まれた小島嶼国にとって環境問題は国家の存立に関わる死活問題だ。いきなり罰則を決めるのではなく、まずは「環境犯罪に関する専門の作業部会」を即座に立ち上げ、どこからが犯罪になるかという明確な



基準づくりを始めることを提案する。
バルバドスは、カリブ共同体や太平洋の島国、アフリカ連合、そして法の支配を尊重するすべての国々と力を合わせ、大きな国も小さな国も等しく守られる公平で強い国際司法の実現に全力を尽くしていきたいと思う。

Brazil

ブラジルは2002年にICC(国際刑事裁判所)に加盟して以来、「どんなに偉い人でも罪を逃れられない」という考え方を支持してきました。同時にブラジルは、南半球・新興国のリーダーとして、大国だけでなく途上国の声もきちんと反映される公平な国際秩序を目指してきました。しかし、ICCをめぐる状況は今、大きな課題を抱えています。アメリカ・ロシア・中国のような大国が加盟していないため、逮捕状が実際に実行されないケースが多く、「アフリカや南米の事件ばかり扱われて、大国は裁かれない」という不公平さが指摘されています。ブラジル自身も、2024年のG20議長国だった際、ICCから逮捕状が出ているプーチン大統領について「逮捕されない」という趣旨の発言をして国内外から批判を受けた経験があり、加盟国としての義務と外交上のバランスの難しさを実感しています。こうした経験を踏まえ、ブラジルは次の2つを提案します。1つ目は、加盟していない大国との対話の場を新しくつくることです。すぐに加盟してもらうのは難しくても、少しずつ協力関係を築くことで、ICCの実効性を高めることができます。2つ目は、裁判官・検察官の選び方や、どの事件を扱うかを決める基準をもっと透明にし、地域のバランスを考慮する仕組みをつくることです。これにより、「特定の地域ばかり狙われている」という不公平感を減らすことができます。ブラジルは、新興国・途上国の声を代表する立場から、大国と途上国の橋渡し役として、ICCがより公平で信頼される制度になるよう、各国との対話を進めていきたいと考えています。

Bulgaria

我が国は、法治主義と国際人権の尊重を重視し、ローマ規程の締約国としてICCの役割を全面的に支持します。最重要犯罪の不処罰を防ぎ、国際平和と正義を実現するためにはより実行的で公正なICCの存在が不可欠です。それを踏まえた上で、ICCの実効性を高めるために我が国は以下の二点を提案します。一つ目は、国内司法能力の強化と補完性の徹底です。ICCは国内裁判の代替ではなく最後の砦です。各締約国が自国で重大犯罪を処罰できるよう、加盟国の司法体制構築を支援することが重要です。二つ目は逮捕状執行・捜査協力の徹底です。ICCは独自の警察組織を持たないため、加盟国の協力が不可欠です。全締約国はローマ規程に基づく協力義務を履行し、国際刑事警察機構等と連帯して被告人の確保を徹底すべきだと考えます。また、ICCが国際社会で信頼される機関であり続けるため、以下二つの改革を求めます。1つ目は裁判プロセスの迅速化と効率化です。長期間に渡るに及ぶ手続きと膨大なコストの改善に向け、手続きの簡素化やデジタル技術の導入による迅速な裁判展開を推進すべきです。2つ目は地理的偏りの払拭と政治的中立性の確保です。捜査対象の地域的偏りに対する批判を受けとめ、政治的影響を排除した不偏不党の捜査を徹底することが必要です。また、国連安保理との関係を整理し、司法機関としての独立性を確保すべきです。総じて我が国は、国際社会の連帯による「法の支配」の確立こそが平和への道であると確信しています。各国の立場を尊重し、建設的な議論を通して実効性と公正性を兼ね備えた決議案の作成に貢献いたします。



Burkina Faso【加筆修正】

ブルキナファソは重大な国際犯罪を処罰するICCの役割は重要であると認識している。しかし、ICCの運営には公平性や国家主権との調和、地域の実情への配慮といった課題が取り残されていると考える。

特にアフリカ諸国の事件が多く扱われてきたことから、ICCが選択的に司法を行っていると認識されていたり、新植民地主義的な影響を受けた機関であると批判が生じており信頼低下につながっている。

ICCの実効性を高めるには加盟国同士の対立は避け、信頼関係を構築し司法制度の整備や捜査能力向上に向けた技術・財政支援などのインセンティブを拡充し、加盟国が自発的に協力できる環境を整えるべきであると考えている。

また、ICCは補完性の原則をより重視し、各国が重大な国際犯罪を適切に捜査・裁判できる場合には国内司法を尊重すべきである。

そして、事件選定や捜査開始の判断基準について透明性を高めることが信頼回復につながるのではないかと。

公平性・透明性・国家主権への配慮を備えた制度改革を進めることで、すべての加盟国が協力でき、より実効性の高い国際刑事司法制度が実現できるのではないかと。

Cabo Verde

Cambodia

本国は、国際刑事裁判所(ICC)の実効性を高めるためには、国家主権を尊重しつつ、各国が国際犯罪を適切に処罰できる能力を強化することが不可欠であると考えている。ICCが一方的な制裁や強制的介入を行うだけでは、国家間の対立を深め、加盟国の協力を得ることが困難になる可能性がある。そのため、本国は「ICC履行支援・能力構築パートナーシップ制度」の導入を提案する。本制度では、ICCおよび国際社会が、各国の司法制度の強化を目的として、司法インフラ整備への資金援助、法制度整備、法曹人材育成、捜査技術の共有などの能力構築支援を行う。また、義務を誠実に履行する国に対しては追加的な支援を提供し、制裁ではなく協力を促進する仕組みを構築する。さらに、地域機構が各国間の対話の場を提供し、共同研修や技術支援を仲介することで、地域の実情に適した司法協力を推進する。加えて、本国はICCの独立性と持続可能性を確保するため、「ICC独立・持続可能性強化制度」の創設を支持する。国連主導の下、裁判官や検察官が政治的圧力、制裁、脅迫などを受けた場合に、安全確保や法的支援を提供する国際的な保護体制を整備すべきである。また、ICCの財政については、特定の大国への依存を避けるため、加盟国がGDPなどの経済力に応じて公平に分担金を拠出する制度へ改革する必要がある。発展途上国には負担能力に応じた軽減措置を設け、全加盟国が継続的に参加できる公平で安定した財政基盤を確立するべきである。本国は、ICCが国家主権と国際的責任の均衡を図りながら、より中立的で実効性のある国際司法機関として機能することを目指す。



Canada

カナダは創設以来、国際刑事裁判所（ICC）の最大の支持国の一つとして、国際人道法および「法の支配」の確立に尽力してきた。世界各地で最も重大な国際犯罪の免責不審（Impunity）が深刻化する現在、ICCの実効性と独立性を維持・強化することは、国際社会全体の最優先課題である。

カナダは本会議において第一に、締約国による「協力関係の強化」を強固に訴える。ICCは独自の警察組織を持たないため、容疑者の逮捕・引渡し、証拠共有、資産凍結における締約国の自発的・強固な協力が不可欠である。不履行に対しては締約国会議（ASP）による多角的な議論と検証体制を深めるべきである。

第二に、判事および検察官をはじめとする裁判所職員に対する不当な外部からの制裁や政治的圧力に対し、締約国全体でこれを断固非難し、司法の独立性と安全を護る強固なガバナンス体制を構築する。

第三に、独立した専門家審査（IER）提言の完全な実施を通じ、公判手続きの迅速化と組織運営の透明性・効率化を達成することを提唱する。カナダは各締約国と協力し、法の支配に基づく公正で強靱な国際刑事司法制度の未来を築くべく全力を尽くす。

Chad

チャド共和国は、国際社会における平和と正義の実現のため、国際刑事裁判所の役割を重要視している。ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪などの重大な国際犯罪が発生した際、責任ある者を裁き、不処罰を防止することは、持続的な平和の構築において不可欠である。我が国はICC加盟国として、国際刑事司法の発展と法の支配の強化を目指している。

ICCがより実効的かつ信頼される機関となるためには、現在の制度上の課題を解決する必要がある。特に、ICCには独自の逮捕執行能力がなく、加盟国の協力に依存している。そのため、国家が逮捕協力を行う際、安全保障上の懸念や近隣国との外交関係との間で逮捕、拘束がしにくい場合がある。チャドでは、スーダン情勢や難民問題の影響を受ける地域国家として、国際司法と地域の安定を両立させる仕組みが必要不可欠だと考えている。

そのためにまず、ICCが特定地域で捜査や逮捕状発付を行う際、AUなどの地域機関および当事国との定期的な協議制度を設けることを提案する。この制度により、安全保障や和平交渉への影響を事前に検討し、国際司法と地域主導の平和維持活動の連携を強化しようと考えている。

次に、開発途上国への国際的支援枠組みの強化を提案する。国内法整備、証拠収集能力、裁判制度、証人保護制度への資金的・技術的支援を拡大することで、各国が重大犯罪を処罰できる体制を構築できるようにする。

最後に、和平交渉中における司法手続と平和維持のバランスを確保するため、訴追停止措置の適用基準をより明確かつ透明化することを求める。司法の独立性を尊重しながらも、紛争終結や地域の安定を損なわない柔軟な制度運用を実現したいと考えている。

我が国は、ICCを弱体化させるのではなく、より公平で実効性の高い国際司法機関へ発展させることを目指している。そのためには、ICC、国連、地域機関が協力し、司法、安全保障を調和させる新たな国際協力体制を構築することが重要である。我が国は、国際社会と協力し、重大犯罪の防止と持続可能な平和の実現に向けて積極的に取り組みたい。



Chile

チリはローマ規程の締約国として、国際刑事裁判所 (ICC) が国際社会において重要な役割を果たしていると考えます。ICCはジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する罪などの重大な国際犯罪を裁く唯一の常設国際裁判所であり、法の支配や被害者の救済に大きく貢献している。一方で、加盟国の協力不足や裁判の長期化などの課題もあり、実効性の向上が求められている。

チリはICCを解体するのではなく、制度改革を通してより機能する裁判所にすべきだと考える。まず、ICCと加盟国との協力体制を強化し、証拠収集や情報共有、容疑者の逮捕要請への対応を円滑に行える仕組みを整えることを提案する。また、裁判の長期化を防ぐために手続きを見直し、より迅速な裁判を行える体制を整えるべきである。

さらに、制度改革として、ICCの捜査や裁判に正当な理由なく協力しない加盟国に対し、締約国会議 (ASP) が段階的な対抗措置を取れる制度の導入を提案する。これにより加盟国の協力を促し、ICCの実効性と信頼性を高めることが期待できる。

Colombia

Côte d'Ivoire【加筆修正】

コートジボワール共和国は、国際社会における正義の実現と法の支配の確立の重要性を認識しつつも、国際刑事裁判所 (ICC) の運用における偏向性および国家主権侵害のリスクに対し強い懸念を表明する。我が国は2013年にローマ規定を批准し、国内の混乱期においてICCとの協力を行ってきた。しかし、自国の最高指導者のみが追訴対象となり、一方的な司法介入が国内の政治的安定や和解プロセスを脅かした経験から、現在は「国内司法の優先」および補完性の原則の厳格化を基本方針としている。

本会議において我が国は、強制介入の強化ではなく、真の公平性と普遍性を担保する制度改革を提唱する。第一に、国際裁判所の介入を急ぐのではなく、事国の国内法や伝統的な和解手段を優先する「補完性の原則」を徹底・厳格化することである。第二に、現職の国家元首および政府高官に対する「主権免除 (不訴追特権)」の条文上の明文化であり、これにより政治的標的化を防止する。第三に、検察官の偏った起訴・捜査を防ぐための独立した「起訴妥当性審査委員会」の設置や、一律固定拠出金制度による財政的・政治的介入の排除を推進する。

我が国は、アフリカ連合 (AU) 諸国や非同盟諸国 (NAM) をはじめとする関係国と緊密に連携し、事国の司法制度構築 (キャパシティ・ビルディング) を後押しする国際協力を目指す。国家主権の尊重と客観的・中立的な正義が両立する持続可能な枠組みの構築に向け、決議案の作成・採択に積極的に貢献する所存である。

Cyprus

ICCは、重大な国際犯罪を裁くための機関である。しかし、その役割を十分に果たすためには、加盟国が「協力したい」だけでなく、「協力できる」環境が整っていないといけない。キプロスはそ



のことを、自国の経験から強く感じている。

キプロスはICC加盟国として国際刑事司法を支持している一方、1974年から続く国家分断という問題を抱えている。政府の司法権が及ばない地域が存在するため、ICCから逮捕や証拠提供を求められても、自国だけでは対応できない場面がある。また、隣国レバノン情勢の不安定化や難民の受け入れ、医療制度への財政負担など、限られたGDPの中で多くの課題にも向き合っている。ICCへの協力は重要だが、それだけを優先できる状況ではない国も存在する。

だからこそ、ICCは「協力しない国」を増やさない制度づくりではなく、「協力できる国」を増やす制度づくりを目指すべきである。キプロスは、加盟国が共同で捜査や証拠収集を支援する制度や、小国・発展途上国への司法支援基金の創設を提案する。また、裁判官や検察官の選出過程をより透明化し、イギリスなどの先進国のような司法や経済の独立性を参考にしながら、政治的影響を受けにくい運営を進める必要がある。さらに、日本がICCへ継続的な人的・財政的支援を行っているように、加盟国同士が支え合う姿勢も欠かせない。

キプロスは小国だからこそ、「すべての国が同じ条件でICCへ協力できるわけではない」という現実を隣国などもあり既に知っている。その現実を踏まえ、ICCは、一律に義務を課すのではなく、それぞれの国が抱える事情に寄り添いながら支援することが、ICCの独立性や信頼性、そして実効性を高める最も現実的な道だと考える。

Djibouti

ジブチ共和国は、国際刑事司法が重大な国際犯罪の防止と法の支配の実現に不可欠であると考え、ローマ規程締結国としてICCを支持する。一方で、ICCが真に国際社会から信頼される司法機関であるためには、実効性の向上だけでなく、公平性・透明性・国家主権への配慮を両立した制度改革が必要である。

現在、ICCは逮捕状の執行や証拠収集を各国の協力に依存しており、十分な国家協力が得られないことで裁判が長期化し、実効性が損なわれている。また、これまで捜査対象がアフリカ地域に偏っているとの批判もあり、一部加盟国ではICCへの信頼が低下している。ジブチは、こうした課題を解決しなければ、国際刑事司法の正当性そのものが揺らぐと考える。

そのため、第一に、補完性の原則をより重視し、各国が自国で適切に重大犯罪を裁けるよう国内司法制度への技術支援や能力構築支援を強化すべきである。ICCは国内司法が機能しない場合に補完的に介入するという本来の役割を徹底することで、国家主権と国際司法の両立が可能となる。第二に、地域機関との協力を一層強化し、証拠収集や逮捕状執行における実効的な連携体制を構築する必要がある。さらに、検察局による事件選定基準の透明化や、裁判官・検察官の地域的多様性を確保することで、政治的中立性と公平性への信頼を高めるべきである。

ジブチは、ICCを弱めるためではなく、加盟国がより積極的に協力できる制度へ改革することこそが、国際刑事司法の実効性向上につながると考える。本会議では、国家主権を尊重しつつ法の支配を維持するという理念の下、実効性・公平性・透明性を兼ね備えたICC改革に向け、全ての加盟国との建設的な対話を推進していく。

Dominican Republic

①小国や途上国を集めグループを形成する
②欧州を巻き込む低コストで高実効性の合同捜査の提案

ICCの実効性を高めるために、ゼロから新しい組織を作る必要はありません。既存の枠組みを活かした合同捜査の連携強化であれば、各国の財政負担を抑えつつすぐに実行可能です。特に密



輸や国際犯罪の拠点となりやすい北中米やカリブ海周辺の治安が安定すれば、欧州への犯罪流入を防ぐことにもつながり、国際社会全体に利益をもたらします。

③完璧な対米国リスク回避

特定の国を批判したり、追い詰めたりすることが本質ではありません。重要なのは、どの国からの圧力や脅迫(制裁など)があっても、ICCの判事をや検察官が独立して、公正に判決を下せる組織としての法的なセーフティーネットを確立することです。

DR Congo【加筆修正】

まず論点1に関して我々、我々DRCは、ICCの実効性を強化するため、各国の司法・捜査能力の向上を目的とした「積極的補完性支援基金」および専門研修機関の新設を提唱します。任意拠出金等の活用により途上国の捜査機能や警察力を直接補強する仕組みを構築することで、過度なICC依存から脱却し、各加盟国が自国で主体的かつ迅速に犯罪を裁ける体制を整えます。これにより、ICCへの過剰な負担を軽減し、国際司法全体の持力と実効性を根本から向上させます。なお、本基金はICCの通常予算を削るものではなく、民間基金や国際協力機構からの「任意拠出金」をベースとしているものです。よって、ICC予算やODAを圧迫することはありません。さらに、自国での裁判が可能になれば、長期化するハーグでの裁判費用が大幅に削減されるため、中長期的には酷社会全体のコスト削減につながります。よって、ICC予算やODAを圧迫することはありません。もし新基金の即時設立が困難であれば、まずは既存の「被害者のための信託基金(TFV)」の運用枠を拡張するか、国連開発計画(UNDP)等の既存機関との合同プログラムとして小規模に立ち上げることを提案します。論点2に関しては、アフリカ連合(AU)の司法構想を踏まえ、国際刑事裁判所(ICC)の制度改革を目指します。DRCはマラボ協定の批准拡大を主導し、対立国とも共通の治安維持の下で連携して政治的中立なICCを確立しようと考えています。

交渉では、「自国→AU→ICC」という多角的補完性の公式制度化をトップラインとして目指しますが、難航時は地域機関との捜査・警察協力の文書化に留める。AU独自の機関を持つことは、免責の公平性にかけるのではないかとされるが、時限の設定によりAUによる免責・時間稼ぎを防ぐ姿勢を示す。

本提案は、①越境犯罪・武装勢力への迅速な対処、②二重基準批判の軽減による国際司法の信用向上をもたらす。国家主権を重視するAU加盟国や、政治利用を懸念するブラジル・インド等の賛同を得つつ、近隣国に対してはM23やFDLR双方を処罰対象とする共通基盤であると説明し、地域全体の安定を図る。

Ecuador

エクアドルはローマ規程締約国として、国際刑事裁判所(ICC)が重大な国際犯罪の不処罰を防ぎ、法の支配を実現するための重要な機関であると考え、その役割を一貫して支持します。一方で、ICCは加盟国の協力に大きく依存しており、逮捕状の執行や証拠収集の停滞、裁判の長期化など、実効性に課題を抱えているのが現状です。エクアドルは、ICCの実効性向上と国家主権の尊重は両立可能であるとの立場から、制度改革を推進します。

ICCの実効性を高めるため、UNODC及びINTERPOLとの情報共有・共同捜査体制を制度化し、越境組織犯罪への対応能力を強化すべきであると考えます。さらに、国内裁判終了後であっても、新たな重大証拠が発見された場合や、政治的圧力等により公正な裁判が行われなかったと合理的に判断される場合には、ICCが管轄権を再検討できる制度の導入を提案します。これにより、不処罰を防止し、国際刑事司法の実効性を高めることが可能と考えられます。

また、ICCへの信頼を高めるため、補完性原則をより厳格かつ透明に運用すべきです。ICCはあく



まで国内司法を補完する「最後の手段」と位置付け、各国が自国で捜査・裁判を行うことを最優先とします。その上で、ローマ規程締約国会議による定期的な制度評価を実施し、補完性原則の運用状況や加盟国との協力体制、地域的偏りの有無を継続的に検証することを提案します。また、締約国が経済規模等の客観的基準に基づき安定的に財政負担を行う仕組みを整備し、ICCの独立性と中立性を一層強化すべきだと考えます。

エクアドルは、法の支配、国家主権、国際協力の調和を重視し、ICCが加盟国から信頼される国際司法機関として発展することを期待します。そのため、本会議において建設的な対話を通じ、実効性と正統性を兼ね備えたICCの実現に向けて積極的に議論へ貢献していく方向性です。

El Salvador

Estonia

本国はICCを強く支持し、今後も支援を続けていきたいと考えています。

ICCの意義とは何なのでしょう？

ICCは世界中の個人刑事責任を問い、国際社会における正義と犯罪防止をすることを目的としています。

しかし、今のICCで機能が十分に果たされているといえるのでしょうか。

世界には今も戦争や紛争、テロで苦しんでいる人々がいるのにもかかわらず現在のICCでは分担金の未払い、安保理による拒否権行使、元首免除に対する解釈不一致、判事・検察官に対する人権侵害などの多くの問題が発生し、ICCの機能が十分に発揮されてる、という状態とは言えません。

今回の議題であるICC改革において最も重要なことは不処罰なき世界を21世紀の現実の中で実現することだと考えます。

そのために本国は現在の補完原則の維持、地域機構との連携だけでなく、ASP通常会合における分担金の支払い状況の視覚化、判事・検察官の人権侵害がされているとASPで2/3以上の国が判断した場合、その国に注意・警告を行うことを掲げています。

不処罰なき世界の実現のために協力しませんか？

賛同してくれる多くの国をお待ちしています！

Fiji

フィジー共和国は、国際刑事裁判所 (ICC) が重大な国際犯罪の不処罰を防ぎ、国際社会における法の支配を実現するために不可欠な機関であると認識している。軍事力を持たない小規模島嶼国であるフィジーにとって、国際法と多国間主義は国家の主権と安全を守る重要な基盤であり、ICCの普遍性と司法の独立性を強く支持する。一方で、主要大国の非加盟や、逮捕状執行における加盟国の協力不足、特定地域への捜査や資金の偏りは、ICCの実効性と国際社会からの信頼を損なう要因となっている。

フィジーは、ICCの実効性を高めるため、小規模国や開発途上国の国内司法能力を強化する「小規模国刑事司法能力構築センター」の設立を提案する。国内法整備、法曹人材の育成、証拠



保全や逮捕・引渡しに関する技術支援を制度化し、能力不足による非協力を防ぐべきである。また、ICCと地域機構の連携を強化し、太平洋諸島フォーラム(PIF)等を通じた地域的な司法協力体制を構築することを求める。

さらに、ICCの独立性と公平性を確保するため、特定の事案に用途を限定した任意拠出金への過度な依存を避け、透明かつ中立的な財政運営を実現すべきである。同時に、政治的制裁や圧力からICCの判事・検察官・職員を守る「職員保護基金」の創設を支持する。

加えて、気候変動による深刻な被害に直面するフィジーは、将来的な「エコサイド(環境破壊)」の国際犯罪化についても議論を進めるべきだと考える。フィジーは、太平洋島嶼国やSIDS、法の支配を重視する国々と連携し、地域や立場を超えた対話を通じて、ICCの実効性・独立性・公平性を同時に高める制度改革を目指す。

France

我が国(フランス)は、戦争犯罪などの重大な犯罪を裁き、正義を守る「国際刑事裁判所(ICC)」の強い支持国です。しかし同時に、国連安保理常任理事国(P5)および軍事大国として、ICCの独立性を擁護しつつも、国家主権や安全保障との調和を重視する現実的な立場をとっています。現在、ICCは急増する事件への対応や、大国からの不当な制裁、さらに裁判の実効性や公平性に対する疑問といった大きな課題に直面しています。我が国は、全ての加盟国と協力し、以下の通り具体的で実現可能な改革を提案します。

第一に、「裁判の実効性強化」に向けた取り組みです。

デジタル証拠の活用と途上国への支援: 現地への立ち入りが難しい紛争地域でも素早く証拠を集めるため、改ざんを防ぐデジタル技術(AIやブロックチェーン等)を使った「デジタル証拠基準」を作ります。ITインフラが未整備の国に対しては、フランスが誇る科学捜査のノウハウを活かした技術トレーニングと資金支援を提供します。

有罪判決後の「受刑者受け入れネットワーク」の創設: 裁判で有罪が決まっても、服役する刑務所がなければ正義は完結しません。2021年に受け入れ協定を結んだフランスの実績をベースに、1国だけに負担をかけないよう、地域ごとに協力して受刑者を受け入れる「シェアリング枠組み」を作ります。

第二に、「誰もが信頼できる制度改革」への取り組みです。

事件数に応じた柔軟な「動的予算制度」への転換: 決まった予算をただ配分するのではなく、事件の増加や規模に応じて柔軟に使える予算の仕組みを作り、資金不足による捜査のストップを防ぎます。

検察局による「捜査優先順位の透明化」: どの事件を優先して捜査・見送りするか基準を公開・標準化します。これにより「政治的・不当に特定の国ばかり狙っている」という不信感を払拭し、各国の主権や軍事・外交上の正当な配慮とのバランスが取れた透明性の高い司法手続きを確立します。

我が国は、裁判官の独立性を断固として守る一方で、国家主権や安全保障との調和にも配慮し、他国の事情や支援の必要性に寄り添います。理想論にとどまらない現実的な視点から、全ての国と共に持続可能な正義を築くことを呼びかけます。

Germany

ICCの実効性が弱い理由としては独自の執行機関を持たず、その活動を加盟国に大きく依存しているため、強制力が不足しているからである。その結果、ICCの決定が十分に実施されない事例



が数多く存在している。それらの解消のため、ICCの権限強化を求め執行猶予や遅延を許さない「ICC執行支援協定メカニズム」などの創設をし、加盟国間の執行協力を義務化・システム化するプロトコルを策定することや、国内法（刑事法・裁判所構成法など）の改正・明確化をすること、EUでの「共同デジタル指名手配インフラ」の構築などをするべきである。これらにより、ICCは強制力の不足による実効性の弱さを補い、ICCの決定も国際社会に大きく反映できるようにしたいと考えている。ICCに対して各国はどのような改革を求めるべきかという議題に対して、ドイツとしては、以下のように考える。まず、判事・警察官への政治的圧力に対しての問いに対しては、締約国は共同で米ドルの清算システムを経由しない、ユーロや円建てによる独自の国際給与・送金ネットワークをICC職員向けに開設すべきだと考える。EUが過去にイラン制裁対抗で用いた「ブロックスチュート（制裁無効化条例）」のICC版を採択し、加盟国内の企業や銀行が米国の対ICC制裁に従うことを法的に禁止・保護する盾を作る。次に、ICCの財政的自立と持続可能な資金調達に向けてという問いに対しては、分担金計算モデルの見直しと滞納国へのペナルティ厳格化し、特定の国への財政依存を減らし、安定した基礎予算を確保するためのガバナンス改革を提案する。現在、日本やドイツなどの数力国が予算の大部分を支えているため、これらの国が国内政治や外交圧力で拠出を渋った場合にICCが麻痺するリスクがある。一国の分担率に上限を設け、より多くの加盟国に広く薄く負担を分散させる計算モデルへの移行が必要。ローマ規程第112条に基づき、分担金を滞納した国に対する締約国会議での議決権停止措置を機械的かつ厳格に運用し、財政的責任の放棄を許さないルールを徹底すべきだと考える。

Ghana

ガーナはICC設立時からその理念を支持してきた国であり、ICCが国際犯罪を裁くために重要な役割を果たすと考えている。しかし、アフリカ諸国には司法制度や財政面で課題を抱える国もあるため、それぞれの事情に配慮しながら協力を進めることが必要である。一方で、ガーナ国内でもローマ規程を十分に実施するための国内法整備には課題が残っている。また、ICCの見直し（IER）では、加盟国間の協力不足や司法能力の差などが課題として指摘されている。そのため、国内法整備と加盟国への支援を進めることがICCの実効性向上につながると考える。

このような現状を踏まえ、ガーナは「ICCの実効性向上には、加盟国自身の司法能力の強化が不可欠である」という立場をとる。まず、締約国におけるローマ規程の国内法化を促進し、各国が自国で国際犯罪を適切に裁くことができる体制の構築を目指す。これは、ICCの補完性原則をより機能させることにもつながると考える。

次に、内部告発者保護制度の強化と司法能力向上支援、地域的な逮捕協力ネットワークの構築を推進する。これにより、各国の司法能力が向上し、加盟国間の協力が進むことで、国際犯罪への対応やICCとの連携がより円滑になることが期待される。

ガーナは、ICCの実効性を強化するためには、加盟国一国一国が責任を果たし、相互に協力することが重要であると考えている。

Grenada

グレナダは小国を誰一人取り残さない実践的な改革に向けた政策を推進し、先導をきる立場をとっています！

【論点1: ICCの実効性強化について】



グレナダは、国家主権を尊重しつつも、それが重大犯罪の隠蔽の口実にされてはならないと確信している。まずは補完性の原則を徹底するために、ICCは各国国内刑事裁判所の能力向上を支援すべきである。その上で、自国で裁けない場合の最終手段として厳格に運用する体制の構築を提案する。

現職国家元首の免責の是非について、我が国は完全な免責には反対する。現職元首であることを理由に免責を認めることは、ICCの基本理念である「不処罰なき世界」の崩壊に繋がるからだ。ただし、政治的嫌がらせ目的の起訴を防ぐ必要があるため、捜査を開始する際の証拠基準の厳格化を図り、透明な手続きを求める。その上で、国家元首への逮捕状が出た場合は、柔軟な対応を検討すべきである。

履行強制の手段については、インセンティブを重視し、制裁は最終手段とすべきである。我が国のような小国や途上国に対して制裁を科すことは、ICCからの脱退や反発を招く結果となる。そのため、自発的な協力を促す資金・技術援助の優先を求める。ただし、意図的な履行義務に対する非協力への制裁は、国連安全保障理事会と連携した上での最終手段として認める。また、地域機構との連携を重視し、加盟国の裁判制度の近代化や、ローマ規程を国内法へ落とし込むための技術的サポートの中心拠点として活用すべきである。

【論点2:ICCに対して求める改革】

非締約国によるICC職員への不当な制裁や脅迫は、国際法秩序の根幹を脅かす行為である。判事・検察官への政治的圧力に対し、我が国は締約国全体で対抗するための「共同防衛の枠組み」の構築を求める。締約国会議全体でこれを非難し、共同声明を出す仕組みの重要性や、圧力を受けた職員を法的に保護・救済する「包括的保護システム」の創設を支持する。

財政的自立に向けては、加盟国に対する一律の分担金額の引き上げには強く反対し、任意拠出金の拡充を求める。我が国のような小島嶼開発途上国には、分担金を引き上げる財政的余裕はない

Honduras

ホンジュラスは、ICCの実効性をどのように強化すべきかという論点に対し、ICC加盟国から一定の資金を調達し、ICCを動きやすくするという政策を提案する。これによって、国際社会の治安や情勢が安定する他、ICCを長期にわたって運営し続けることが可能となると考える。この政策のトップラインは、全ての加盟国からの合計資金1兆円、ボトムラインは発展途上国からは資金を求めず、その他の先進国からのみ資金を調達し、合計資金5000億円を目指す。次に、ICCに対して、各国はどのような改革を求めるべきかという論点に対し、土地や資金を加盟国側から提供し、世界各国にICCの支部を増やすという政策を提案する。これによって、場所による制限が無くなるためICCの裁判を受けやすくなる。この政策のトップラインとして、加盟国につき、1箇所ICCの支部を設けることを求める。また、ボトムラインとして各州の中の一つの先進国に1箇所、ICCの支部を設ける。

ホンジュラスは、ICCを更に活用すべきだ考える。しかし、ホンジュラスは、中南米における代表的な発展途上国であり、先進国からの支援が必要である。したがって、他国との協力が不可欠であると言える。



Hungary

ハンガリーはICCに対して執行力の確保、各国の主権の尊重を要求します。そのためには政治的中立性、手続きの透明性を確保する枠組みづくりが大切だと考えています。同じ考えを持つ大使の皆さん、協力してICCを作っていきましょう。

Italy

イタリアは、ローマ規程の採択地であり、EUの中核地として、人権重視・不処罰の根絶・多国間法秩序を極めて協力に推進するICC最大級の擁護国である。現在のICCは、ICC自身が各国の裁判所に法的拘束力を持たないため、ICCで判断されたことが執行されていない状況が多発している。また、判事・検察官への政治的圧力への防御策も急がれている問題である。そのため、イタリアは以下の改革を要請する。

第一に、協力を怠る国への制裁を提案する。ローマ規程第86条において、締約国は「全面的に協力する」という協力の義務を定めている。しかし、ICCには独自の警察力や軍事力をもたないため、逮捕状の執行は各国の自発的な協力に委ねられている。そのため、逮捕状が執行されないまま容疑者が放置される状況も少なくない。この状況は、依然として改善すべきであり、協力を怠る国への外交的ペナルティや前科名国の警察ネットワークで自動失効対象となる法的協定の締結をもとめる。

第二に、判事や検察官の保護のための政策を提案する。外部からの不当な圧力を防ぐための仕組みが必要である。そのため、ICC内に人権理事会を設けるなどの政策を通して、裁判官や検察官の個人を対象とした不当な制裁や脅迫などを受けた職員の損害を補償する制度を設けたい。また、各国の司法の独立性を保護するための国際協定を締結や、ブロック制度の応用や強力な共同声明の発表を通して、外部の大国からの不当な政治的介入を防ぐ枠組みを創立したい。

第三に、世界全体でICCを運用するための枠組みを提案する。任意拠出金が特定の捜査方針に影響を与えないため、資金を一括管理する基金システムの導入や、安保理付託案件について国連本体の予算から全額を拠出させる規定の適応を進めていきたい。また、予期せぬ緊急事態や政治的な予算凍結に対応するための独立型司法緊急準備基金の創立を持って、より安定した資金の準備を進めていきたい。

イタリアは、EUを含む多くの核心的同盟国、太平洋グループ、アフリカ締結国などの法の支配を重んじるすべての国々と、平等で信頼できる枠組みを形成していきたいと考えている。

Japan

日本は、ICCの独立性を維持しながら、より実効性の高い制度へと発展させることが重要であると考えている。そのため、締約国間で逮捕・引渡しや証拠提供、捜査支援に関する情報共有を行う「ICC協力国ネットワーク」の構築を提案する。また、各国の法制度整備や人材育成への支援を進めることで、ICCが円滑に活動できる環境を整えるべきである。さらに、日本は裁判手続の迅速化や組織運営の効率化、透明性及び説明責任の向上を支持する。同時に、司法判断への政治的介入は避けられるべきであり、締約国会議(ASP)はICCの独立性を尊重しながら制度改革を進めることが重要である。

日本は、本会議において各国との建設的な対話を重ね、現実的かつ持続可能な制度改革を通じてICCの実効性と信頼性の向上を目指す。そして、国際社会全体で法の支配を強化し、重大な国際犯罪を許さない国際秩序の実現に貢献していく。



Jordan

ヨルダンには2002年にローマ規程を批准したICCの締約国として、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪などの重大な国際犯罪を処罰し、法の支配と国際正義を実現するICCの役割を支持している。一方、中東地域は紛争や難民問題など複雑な課題を抱えており、ICCの実効性向上には、重大犯罪の責任追及だけでなく、国家主権と地域の安定の両立が不可欠である。ヨルダンは2017年、ICCから逮捕状が発付されていたバシール前スーダン大統領の訪問を受け、ICCへの協力義務と外交上の配慮との間で難しい判断を迫られた。この経験から、加盟国への一方的な義務強化ではなく、各国の事情を踏まえた制度改革が必要と考える。

論点1について、ヨルダンは国家主権と国際刑事責任の均衡を図りながら、加盟国間の対話と協力を促進することが重要であると考え。そのため、ICC・加盟国・国連・地域機構が協議できる枠組みを整備し、逮捕・引渡し・証拠提供などの協力要請について事前調整を行う制度を提案する。また、司法制度整備や人材育成への技術・財政支援を充実させ、加盟国が主体的に協力できる環境を整えるべきである。さらに、アラブ連盟など地域機構との連携を強化し、地域の実情を踏まえた履行支援を進めることで、ICCへの協力と地域の安定を両立できると考える。

論点2について、ヨルダンはICCへの信頼を維持するため、判事・検察官の政治的独立性を確保し、政治的圧力から保護する制度が必要であると考え。また、ICCが継続的に活動するため、締約国が経済力に応じて公平に負担する「ICC協力・能力強化基金」を創設し、加盟国の司法能力向上や証拠保全、証人保護への支援を充実させるべきである。

ヨルダンは、中東地域の安定を重視する立場から、対立や一方的な制裁ではなく、対話・協力・能力構築を重視した制度改革こそがICCの実効性を高める最も現実的な方法であると考え。国際社会が相互の信頼と責任を共有することで、ICCはより公平で実効性の高い国際刑事司法機関としてその役割を果たし、持続的な国際平和と法の支配の実現に貢献できると確信する。

Kenya【修正】

考え・立場

自国では解決できない重要犯罪を第三者の視点から裁くことができるICCの存在はケニアとして、実際に現職の大統領が選挙結果をめぐる暴力事件に関与したとしてICCに捜査され、起訴されたこともあり、それ以降ICCの存在が今後の事件への抑制力となったため、ICCの存在は国際平和につながっていると考える。

ケニアでは、2005年にICCに加盟して以降、ICCには賛成している。しかし、ケニアを含むアフリカではICCの捜査がアフリカ地域に偏っているのではないかと感じている。

提案

ケニアとしては補完性原則の徹底をし、ケニア国内で解決できることは国内で解決し、自国では対処できない場合にはICCを頼る。そうすることで、ICCに頼りすぎることなく、自国の司法制度が衰退しない、改善していくことができる。

ケニアはAUという地域機構に所属している。そのような地域機構をICCとの間に挟むことでアフリカ全体としてICCとうまく関わっていくことができる。



Kiribati

大使の皆様こんにちは。キリバス大使です！今回の会議ではICC改革とその必要性について議論が行われます。ICCは国際社会全体で責任を追及すべき重大な事案を裁くべく世界初の常設国際裁判所として設立されました。現在ICCは国際社会におけるバックアップシステムとして機能する事が期待されています。しかし実際は様々な問題によりICCの独立性・普遍性が脅かされています。ICCの本来の役割についてキリバスは建設的な議論を重ねていきたいと考えています。

今回の会議においてキリバスは地域機構との連携に軸足を置いた国際社会全体の協力及び各国の経済規模に合わせた公平な資金提供を最優先事項として提案します。

前者について、ICCは本来非締約国とも特別な協定を組む事ができます。しかし外交的立場の事情から協定が組まれる事は殆ど無く裁くべき事案が裁かれない事態が生じています。これはICCの弱点と言えます。この状況の打破には地域機構との連携が不可欠です。他の地域機構と連携しICCと共同で指針を示す事で、ICC締約国・非締約国に関わらずその地域に合う適切な政策について話し合う事ができます。これにより現職国家元首の免責等国家によって立場が大きく異なる話題についても議論が進むと考えています。

後者については各国の経済規模に応じた公平な資金調達を提案します。ICCは慢性的な資金不足に陥っており、持続可能な資金調達が急務となっています。任意拠出金の過度な依存はICC内での特定の国家の影響力を強める可能性があり避けるべきです。また事案によって資金提供への意欲が異なる国も少なくありません。ICCの普遍性向上のため、キリバスは任意拠出金の制限も視野に入れ、全体予算における分担金と義務拠出金の割合を高めるべきと考えます。各国の経済規模に応じた公正な資金提供を促進し持続可能な資金調達制度を確立させたいと考えています。

キリバスは太平洋の島嶼国です。外交的立場に類似性がある国と意義深い議論を進めていきたいと考えています。またキリバスと立場が似通わない国であっても、積極的にコンセンサスを目指します。皆様との議論を

Malawi【修正】

マラウイ共和国はアフリカ南東部に位置する国家で、2002年にローマ規程に批准、ICC加盟国になりICCを支援している。また、AU、国際連合、英連邦などにも加盟している。その一方で後開発途上国であるマラウイは、財政面、人材、司法制度が不十分であり、重大犯罪を自国で適切に裁くことは困難である。現在は国連開発計画(UNDP)の支援を受け、国内の法整備に取り組んでいる。2009年、元スーダン大統領がジェノサイドや人道に対する罪などの容疑で逮捕状が発布された際、本来ならICC加盟国は逮捕、引き渡し、捜査への協力義務があるが、AUは加盟国に対して逮捕への協力を求めない方針を示した。この事例は、ICCの活動を国家主権を脅かすものとして一部批判的な立場をとるアフリカ連合(AU)とICCとの両方の関係の構築が国家の課題である事を示している。

マラウイ共和国は以下の政策を立案する。

論点①

- ・地域機関による加盟国の司法能力の調査

論点②

- ・国際機関による司法能力評価制度の評価基準の整備
- ・評価制度の結果に基づきその国家の司法能力の向上支援を行う
- ・評価制度の結果をICCは補完性の原則を適用するか判断する参考資料として使用
- ・ICCは事件を受理する際、補完性の原則を適用した理由をより詳細に公表する



これらの改革により、補完性の原則を適用した理由が明白になり、ICCへ批判的な立場をとる国々や地域機関が協力義務を遵守することにつながる。また、各国が自国で適切な裁判を行えるようにすることは、国家主権の尊重をしながらも不処罰を防止することでもある。それに伴い、ICCはその国家内では適切に対処できない事件に重点的に取り組むことが可能になり、信頼性、実効性の向上につながる。

Maldives

我が国モルディブは、2011年のローマ規程締結以来その立場を維持してきたものの、これまで深刻な国際犯罪の発生がなかったため国内の法整備が後回しとなり、万が一の際は他国に依存せざるを得ない状況にある。今後は、自国から直接国際犯罪の捜査を行えるよう、ICCへ直接関与できる国内機関の設立を今後の目標として掲げ、主体的な司法体制の構築を目指す。

初めに、論点1のICCの実効性をどのように強化すべきかモルディブからの視点で述べていく。我々のような国際系途上国には自らの力だけで解決すること、ましてや協力することですら難しい状態にある。そこで、国際系途上国と先進国とで協力することを本国の政策として掲げる。具体的には、先進国から指導者を招き国際法の整備や国際司法関係者の指導、協力を求める。理想としてはモルディブだけではなく多くの国々が賛同し世界規模でICCの実効性を底上げしていくことを強く願う。

次に論点2のICCの実効性を向上させるためには、加盟国がICCの制度を十分に活用できる環境整備が必要不可欠だと考える。モルディブでは、ローマ規程を国内法に反映した実施法や、ICCとの協力手続きが十分に整備されていないという課題がある。そのため、モルディブはICC及び締約国が加盟国の能力構築の支援する制度を提案する。具体例として、ローマ規程法の整備への捜査官に対する支援などの人材育成を目的とするプログラムを充実させるべきである。また、加盟国がICCとの連携を円滑に行えるように、協力機関の設置を提案する。これにより、証拠共有や容疑者の引き渡しなどの手続きを迅速かつ適切にできる体制を構築することが可能になる。特に、小島嶼開発途上国を含むすべての加盟国が実効的にICCへ協力できる体制を整備することが、ICCの独立性、信頼性及び実効性の向上につながると考える。

Mali

マリ共和国は、重大な国際犯罪を処罰し、被害者に正義をもたらす国際刑事司法の重要性を認識している。一方で、現在のICCには国家主権や補完性原則（国内司法優先）の尊重が十分ではなく、政治的影響を受ける可能性があるという課題が存在すると考える。実際に、マリは2012年の北部紛争においてICCへ事件を付託し、アル・マフディ事件では文化遺産破壊が戦争犯罪として裁かれるなど、ICCが一定の役割を果たしたことを評価している。しかし近年は、ICCが国内の安全保障や司法制度へ過度に介入しているとの懸念を強めており、より公平で信頼できる制度への改革が必要である。

マリ共和国は、ICCの実効性を高めるためには、補完性原則をより厳格に適用し、各国の司法制度を優先する仕組みを構築すべきだと考える。そのため、ICCが事件を受理する前に国内司法で十分な対応が可能かを客観的に確認する制度の導入を提案する。また、加盟国の司法能力向上への支援を強化し、ICCは国内で対応できない場合に限って補完的に介入することが望ましい。

さらに、ICCの独立性と信頼性を確保するため、判事・検察官の選任手続きや事件受理の判断基準を透明化し、政治的圧力を受けない運営体制を整備すべきである。マリ共和国は、ブルキナ



ファソやニジェールをはじめとするアフリカ諸国と協力しながら、国家主権を尊重しつつ、より公平で透明性の高いICC制度の実現を目指す。国際社会には、ICCを弱体化させるのではなく、加盟国から信頼される司法機関へと改革するための建設的な議論を求める。

Marshall Islands

Mexico

メキシコは、ICCの実効性を強化するにあたり、国家主権及び補完性原則を尊重しながら、締約国の協力を促進する制度の整備が必要であると認識している。第一に、重大な国際犯罪を訴追する第一義的責任は各国の国内司法が負うべきであり、ICCは国内司法が真正な捜査又は裁判を行う意思若しくは能力を欠く場合にのみ補完的に介入すべきである。現職国家元首についても、ローマ規程第27条の趣旨に基づき、重大な国際犯罪に対する免責は認められるべきではない。そのため、第17条に基づく判断基準を具体化するガイドラインを策定し、ICCによる介入の予測可能性及び一貫性を向上させることを提案する。第二に、ICCの決定の履行を促進するため、非協力の原因を司法能力・制度の不足、技術的能力の不足、政治的意思の欠如等に区別し、原因に応じた段階的対応を行うべきである。能力不足には司法能力構築支援及び技術支援を行い、政治的意思の欠如には、まずICC、ASP及び地域機構による協議や外交的働きかけを行う。それでも非協力が続く場合に限り、必要性及び比例性を満たす対応を検討する。非協力の原因及び対応基準を透明化し、恣意的運用を防止することで、各国の協力に対する予測可能性と制度への信頼を確保する。第三に、ICCの独立性を確保するため、判事及び検察官への政治的圧力や不当な報復的制裁に対し、ASPを中心とした多国間協力による対応を制度化する。個々の締約国が単独で対応せず、共同声明その他の外交的対応を調整し、必要に応じて国連総会及び地域機構とも連携する。第四に、ICCの安定的な活動を支えるため、各国の経済力及び支払能力に応じた公平で持続可能な財政制度を構築する。任意拠出は機能別支援として受け入れる一方、特定の事件又は被疑者への用途指定は認めない。また、地域機構との連携を通じて司法能力構築、情報共有及び司法共助を促進する。和平プロセスでは、地域機構が政治的調整を担い、ICCが刑事責任を独立して判断する役割分担を維持する。メキシコは、多国間協力と国家主権を両立させ、ICCの独立性、実効性及び持続可能性を強化することを提案する。

Mongolia

Montenegro

・議長ならびに各大使の皆様。モンテネグロは、国際社会の正義と「不処罰なき世界」の実現に向



け、国際刑事裁判所 (ICC) の独立性と実効性の強化を強く支持します。我が国が位置するバルカン地域は、過去の凄惨な紛争において国際刑事司法が平和構築にいかにか寄与するかを身をもって経験してきました。法の下での平等は、いかなる公的地位にある個人も法の裁きを免れないという国際刑事司法の根幹であり、我々はこの原則を死守しなければなりません。

・現在、ICCは「執行力の欠如」と「外部からの政治的圧力」という、存立を揺るがす構造的危機に直面しています。プーチン大統領やバシール元大統領への逮捕状未履行は制度の権威を著しく損ない、さらに米国の「大統領令14203号」に見られる職員への不当な制裁は司法の独立への重大な挑戦です。モンテネグロは、これらの危機の克服に向け、以下の2点を提案します。

・第一に、締約国の協力義務履行を確実にするための「国内法整備支援プログラム」の策定です。逮捕状執行時の国内手続きを迅速化し、非協力が認定された国に対しては、締約国会議 (ASP) において公式な説明責任を果たすメカニズムを設けるべきです。

・第二に、外部からの政治的制裁から職員を保護するための「法的・財政的防衛枠組み」の構築です。制裁を「司法の運営に対する罪」に関連する侵害とみなし、締約国全体で職員をバックアップする集団的な保護システムを確立すべきです。また、捜査基準の透明性を高め、地域的偏在という不信感を払拭することも急務です。

・モンテネグロは、欧州連合 (EU) 加盟候補国として国際法を遵守し、加盟諸国と連携しながら、いかなる大国の思惑にも左右されない強国で公正なICCへの改革を求めてまいります。小国の安全は法の支配によってのみ守られます。全ての被害者のための正義の実現に向け、実効性ある合意形成を強く呼びかけます。

Netherlands

オランダは、ICCの独立性及び実効性の強化を強く求める。そのために、国家元首の免責を認めないこと、分担金を支払いやすくするため、制度を見直すことを最終目標として掲げる。

ICCが発行した逮捕状で執行されていないものは、30個ほどにのぼる。ICCは、国際社会全体の関心事である最も重大な罪を犯した個人の訴追・処罰を任務としている。それにも関わらず無視されている逮捕状があることは、現在の制度では法の支配が十分に行き届いていないといえる。そして、それらの逮捕状の中には現職の国家元首に対するものも含まれている。ローマ規程を批准している国同士では、ICCの捜査に協力するということが再確認したい。その一方で、捜査に全面協力できない理由の一つ、大国による政治的圧力が挙げられるだろう。また、大国によるICC職員への制裁等による脅迫行為も見逃せない。本来、裁判所は外部からの圧力を受けずに独立したものであるべきだ。ICCの独立性を維持するために、ICC加盟国とICCの職員へ脅迫行為を行った国に対して加盟国で協力して声明を出し、制裁措置を定めたい。

ICCの財源が安定しないことも、捜査がスムーズに進まない理由の一つだろう。現在ローマ規程では、分担金を滞納した国に対して原則投票権を認めないと定めている。しかし、滞納額の規模は未だに大きい。さらに、業務量の大幅な増加に対して資源の配分が追い付いていない。そのため、分担金を支払えない理由を聞き、現在の制度を継続してよいのか、あるいは改正するのかを議論したい。また、経済的余裕が無い国もICCの改革に積極的に参加できるよう、新たな制度を設けることも検討したい。

オランダにおいて、国際法秩序の推進は外交政策の礎であり、政府の憲法上の義務としている。そして、ICCのホスト国としてICCとその職員を支持し、ICCが外部からの干渉なしに任務を遂行すべきであると考えている。ICCの独立性及び実効性を強化するため、各国と議論し、ICC改革のための1歩を踏み出せたらと思う。



New Zealand

--

Nigeria

--

Panama

パナマは、ICCの捜査及び活動を支援する方向である。世界有数の交通・金融拠点でもあるという自国の特徴を生かして、必要に応じて規程第93条の点から、拘禁されている者の移送、犯罪の収益の追跡、凍結などを行う。ほかにも、地域全体としてICCを支持する立場にある中南米諸国（GRULAC）の一員として、国際社会への協調を意識しながら、加盟国間の協力強化や制度改革に関して地域内の意見の一致に向かって主体的な態度で取り組む。

まず論点1に関連した政策として、EUなどの地域機構が、国内法が整備されていない国への司法支援のような積極的補完性のある政策を行うことにより、ICCが限られた予算でより重大な犯罪を裁くことができ、実効性を高めることができると考える。また、ICCは独自の警察権を保持していないため、身柄拘束や逮捕状執行は各国からの協力が必要である。そのため、ICCから逮捕状が出たとき、加盟国だけでなく非加盟国も協力して身柄を引き渡せる体制を整えることが必要である。最後に、捜査が阻害されるのを防ぐために、非加盟国が中小国の加盟国に対して、政治的圧力を理由にICC脱退を促すような言動を認めないルールを作ることを提案する。論点2に関して、職員に対して資産凍結や渡航制限などの圧力が加えられた場合、中小国には、それぞれの地域機構を通じた制裁に反対する共同声明や定期的な地域間の対話を行うことを、先進国には資金援助を通じて職員が十分に安全な状態で捜査ができる保護体制を作ることを提案する。そして最後に、ICCが安定した財政基盤を作り多様な地域への捜査ができるよう、加盟国が協力して共同基金を設立することを提案する。

本提案により、周辺諸国との協力が強化される。また、捜査が円滑に行われることで、地域の治安維持や政治的安定が促進される。さらに、職員の安全を確保することで、職員が安心して捜査や裁判業務に従事できるようになり、ICCの実効性が向上する。また、加盟国や先進国による資金支援を充実させることで、ICCの安定した財政基盤が確立される。これにより、人員の充実が図られ、より迅速かつ効果的な捜査・裁判の実施

Peru

ペルーは、ICC（国際刑事裁判所）が国際法と法の支配を実現し、重大な国際犯罪の不処罰を防ぐための重要な機関であると考えている。そのため、本会議ではICCの存在意義を維持しながら、その実効性を高めるための現実的かつ実務的な議論を重視する。
現在のICCは独自の管轄組織や強制執行権を持たず、逮捕状の執行や容疑者の引渡し、証拠収



集などを加盟国の協力に依存している。そのため、ペルーはICCの権限そのものを拡大することよりも、加盟国間の実務的な協力体制を充実させることが重要であると考え。情報共有や証拠提供、逮捕状執行に関する連携をより円滑にし、各国が円滑に協力できる仕組みについて議論を進めるべきである。また、各国や国際機関がそれぞれの強みを生かしながら連携することで、より実効性の高い国際刑事司法の実現につながると考えている。

さらに、ICCが国際社会から継続的な頼を得るためには、公平性・透明性・独立性を維持することが不可欠である。ペルーは、裁判手続きの効率化や組織運営の改善について建設的な議論を支持するとともに、ICCが政治的な響を受けることなく、中立的で公正な国際司法機関として機能し続けることを重視する。また、制度の改善はICCへの有頼を高めるだけでなく、加盟国がより積極的に協力しやすい環境づくりにもつながると考えている。

また、本議題については、多様な立場を尊重しながら議論を進めることが重要であると考え。ペルーはICC加盟国として、加盟国間の協力がより充実することで、ICCの実効性がさらに高まることを期待している。同時に、加盟の有無にかかわらず、各国との対話や相互理解を積み重ねながら、それぞれの立場を尊重した協力の在り方を模索していくことが、国際刑事司法の発展につながると考える。ペルーは、法の支配という共通の理念の下で建設的な議論を重ね、ICCの実効性と独立性の向上につながる現実的な合意形成に貢献していきたいと考える。また、そのためには各国が共通の課題に目を向け、継続的な協力関係を築いていくことが重要であると考え。

Poland

ポーランドはローマ規程の締約国としてICCの管轄権と逮捕状の執行義務を全面的に支持し、法の支配と国際人道法の遵守を国際秩序の根幹と位置付ける。ウクライナ避難民からの証拠収集や欧州司法機構における国際犯罪証拠データベースを運用等の実務経験を有する我が国は、ICCの実効性と独立性を高めるため、以下の2論点に関する具体的改革を提案する。

第一に、「ICCパートナーシップ制度」の導入である。加盟国の協力度（逮捕状執行、証拠提供、分担金納付等）に基づき、Gold、Silver、Progress、Non-Cooperativeの4段階で評価・認証する。本制度は協力国へ優先的な司法研修や専門家派遣等の実益を提供する一方、非協力国の政治的コストを可視化し不履行を抑止する。また能力不足の途上国には「Progress」枠を通じて優先支援を行い、全体の司法基盤を底上げする。評価を政治から独立した専門家委員会に委ねることで、不当な政治的分断を防ぎつつ協力への強い動機を生み出す。

第二に、「デジタル証拠・AI検証センター」の設置と「ICCデジタル保管庫」の導入である。現代の戦争犯罪立証ではスマホ動画やOSINT（ニュース、SNS、ウェブサイトなどの公開情報を集めて分析し、役立つ知識を得る手法）が主流となる一方、生成AIによるディープフェイクや改ざんへの対策が急務である。高度なAIフォレンジック（膨大なデジタルデータやログを高速で解析して不正の証拠を見つける調査手法）による偽造判定と、ブロックチェーン技術を用いたタイムスタンプ付き暗号化保存を導入し、証拠の客観性と証明力を担保する。また証言者の個人情報情報を匿名化する安全な転送網を整備することで、被害者保護と裁判の迅速化・低コスト化を両立する。

我が国は、EU加盟国や親ICC国、および技術支援を必要とする途上国と連携し、現場の実績に裏付けられた現実的かつ強力な国際司法インフラの構築を主導する。

Portugal

ポルトガル共和国

1、ポルトガル共和国は1998年にローマ規程へ即座に署名し、2002年に終身刑禁止の自国憲法



を改正して批准を完了させた。2004年には国際犯罪を国内法に組み込む法律を制定し、2017年には侵略の罪(カンパラ修正条項)を批准、近年も潜伏していたテロ関係者を普遍的管轄権に基づき起訴するなど具体的に国際司法を実践してきた。当国にとってICCは国際法で自国を守り人権重視の地位を高める盾である。

2、ICCは常設の国際機関として重大犯罪の不処罰防止に貢献しているが、独自警察権がなく逮捕状の未執行が常態化している。また、米中口等の未加盟による「二重基準」や国連安保理の拒否権行使による介入阻害、裁判関係者への不当な政治的圧力・制裁が深刻な課題である。当国にとっても、ICCへの協力と非加盟国・米国との外交摩擦や経済的圧力の板挟みとなる。

3、当国は以下の政策を提案する。

加盟国保護・支援枠組みの創設：加盟国が逮捕引き出し等の義務を履行した結果、非加盟国から経済的協迫や不当な制裁を受けることを防ぐため、G7を含む融資国を中心とした支援枠組みを創設する。不利益を被った加盟国へ外交的・経済的支援を行うことで、報復を恐れず協力義務を果たせる環境を整える。

専門組織の設立と共同防御：加盟国への依存を避けるため、ICCの指揮下で加盟国が事前派遣した捜査官・警察官による専門組織を設立する。また、外部からの制裁やサイバー脅威に対し、裁判所の独立を守る共同防御体制を構築する。

補完性の原則と現実的な合意：各国の国内司法能力を高める技術支援や被害者信託基金への拠出拡大を主張する。管轄権拡大については「未加盟国との対話を通じた段階的な拡大」を目指す。

Republic of Korea

我々韓国はICC設立当初から批准・加盟していた国としてICCの管轄範囲、強制性、実効性を高めていきたいと考えている。そこで今の課題を解決するため第一に、加盟国はローマ規程実施法およびICCへの協力に関する国内法の整備を進めるべきである。ICCの判断を実際に機能させるためには、各国が逮捕・引き渡しや捜査協力を可能とする国内制度を整えることが不可欠だ。また、非加盟国にも裁判官選出や締約国会議への参加など一定の権利を認める「準加盟制度」の導入を提案する。この制度により、非加盟国との協力関係を強化し、将来的な加盟促進や捜査協力の拡大につなげることができる。

さらに、加盟国はICCへの協力状況を毎年報告し、締約国会議が評価および改善勧告を行う制度を導入すべきだ。強制的な履行措置は国家の混乱を招く可能性があるため、対話と支援を通じた協力促進を重視する。ICCへの協力が認められ、経済的・制度的支援を必要とする国に対しては、国際社会が積極的な支援を行うことで、持続的な協力体制を構築できる。

現職国家首相へ逮捕状をだす、引き渡しを要請するなどの行為はその首相の辞任を要請し、あらたな首相が誕生し政権が安定するまでは逮捕予告、および引き渡し要請の予告にとどめる。一定期間内に応じなかった場合は加盟国、非加盟国を問わず、外交的・経済的制裁を加盟国から対象国へ下すという規程も新たに導入する。

第二に、ICCの独立性を確保するため、判事や検察官への政治的圧力を制限する法整備を加盟国・非加盟国双方に求める。ICC関係者に対して不当な制裁や圧力が行われた場合、加盟国は彼らを外交的・法的に支援する共通ルールを構築する必要がある。

財政面では、現在の分担金制度を維持しつつ、締約国がICCへ捜査を委託した際に必要となる費用への支援制度を整えることを提案する。また、大韓民国は高度なICT技術を活用し、AIやデジタル技術による証拠資料の整理・管理など、ICCの捜査活動を補助する取り組みに貢献したい。

これらの改革により、ICCはより迅速で公平な司法機関となるだろう。

当日会えることを楽しみにしています。



Samoa

South Africa

議長、ならびに各国の代表の皆様。

我が国は、国際刑事裁判所 (ICC) が真に機能し、信頼される機関であり続けるために、「実効性の強化」と「構造改革の推進」が不可欠であると強く訴えます。

第一に、ICCの実効性強化についてです。過去、我が国はバシール元大統領の訪問に際し、ローマ規程第27条 (免除の不適用) と第98条 (第三国の免除の尊重) の矛盾、および地域条約との板挟みに直面しました。こうした不透明さは正義の実現を阻害します。適用ガイドラインの明確化と地域協力の制度化により、規程の解釈を統一せねばなりません。また、国際義務の履行変更に伴う政府と議会の判断の齟齬による、国内の混乱を防ぐため、ICC脱退等の判断には「議会承認の義務化」を課すべきです。さらに、司法能力が不足する国々への支援枠組みを強化し、補完性の原則による手詰まりや介入の偏りを解消することが、実効性向上の鍵となります。

第二に、各国が求めるべきICC改革についてです。まず、非締約国や大国からの不当な圧力・制裁から判事や検察官を守るため、これらを「司法の運営に対する罪」と明確に定義し、職員を実効的に保護する国際枠組みを構築すべきです。次に、財政改革です。慢性的な分担金滞納には投票権制限などの厳格な対処を行うとともに、特定事態への資金偏重を防ぐ「用途不特定型 (アンイヤマーク) 基金」へ移行し、持続可能かつ公平な捜査を保障せねばなりません。

ドイツ、日本、ナイジェリアをはじめとする主張を共有する諸国とともに、我が国は過去の経験を教訓とし、大国の意向に左右されない強固で公正なICCの確立に向けて全力を尽くす所存です。

Spain

State of Palestine

私たちパレスチナは、ICC (国際刑事裁判所) がジェノサイドや戦争犯罪などの重大な国際犯罪を裁く国際司法機関であり、国際法に基づく正義を実現するために不可欠な存在であると考えている。軍事力で対抗することが困難なパレスチナにとって、イスラエルによる国際法違反を個人の刑事責任として追及できるICCは、国際社会に正義を求めることができる最後の砦となる重要な機関である。

一方で、ICCには独自の警察組織がなく、逮捕状が発行されても加盟国の協力がなければ執行できないことや、紛争の継続や現地への立ち入り制限により十分な捜査が行えないことなど、多くの課題が存在する。また、一部の大国がICCに加盟していないことや、政治的圧力を受ける可能性があることも、ICCの実効性や独立性を妨げる要因となっている。

パレスチナは、ICCの実効性を高めるため、非締約国でも重大犯罪の捜査において情報提供や証拠共有などの限定的な協力を行える「事案限定型協力ガイドライン」の導入を提案する。また、現



地調査が困難な地域では、衛星画像やSNS動画、人権NGOが収集したデータなどを、適切な認証を経た上で法的証拠として活用できる「デジタル証拠の正式利用ガイドライン」を整備すべきである。さらに、AIによるフェイク画像などの利用を防ぐため、ファクトチェックを行う機関の設置も必要である。

パレスチナは、ICCが政治的圧力に左右されることなく、公平で独立した司法機関として機能できるよう制度改革を進めることを求める。本会議では、ICCへの協力を促進し、すべての被害者が公平な司法を受けられる国際社会の実現に向けて建設的な議論を行いたい。

Switzerland

スイスはICCを最も重要な犯罪を裁き、法の支配を維持する上で欠かせない存在だと認識している国の一つです。それに、スイスは中立国として国際法や多国間協力を重視している国で、国際的事務の取り組みに積極的です。

論点1ではICCが国家権力よりも強い権限を持つこと、各国に現職国家元首の免責を認めないこと、行義務の強制に、制裁とインセンティブを併用すること、地域機構間における協力を推進すること、を提案します。これらの政策により、ICCの実効性の強化、国際的な法の支配、負処罰なき世界の実現、各国のICCへの協力的な姿勢による国際化などにつながる良い面が挙げられます。

論点2では、ICC職員に政治的圧力をかけることの禁止を義務付けること、ICC職員に対する保護を強化すること、各国にICCへ経済的な面での支援を呼びかけること、ICCでの情報公開をできる範囲で行うことを提案します。これらの政策により、ICCの独立性、信頼性、公平性の向上、持続的なICCの運営につながるでしょう。

ICCは判事・検察官への政治的圧力や財政的不安定、加盟国・非加盟国間の協力不足など、多くの課題に直面しています。負処罰なき世界の実現のために、ICCをよりよい機関にするように協力していきましょう。AJEMUNお願いします！

Tajikistan

こんにちは、タジキスタン大使の者です。

はじめに、我が国の立場についてご説明いたします。

我が国は社会主義から資本主義へと移行した国です。もとはソ連でしたが、独立後内戦を経て資本主義へと変化していきました。しかし、ロシア、中国といった近隣の社会主義の国とは現在も緊密な友好関係を結んでいます。歴史的なつながりや名残は、今でもなお我が国の社会に根強く息づいております。

我が国は約1300kmに及ぶ国境をアフガニスタンと接しており、自国単独での安全保障が十分ではありません。そのため、ロシアの軍事力に依存せざるを得ないのが現状です。現在も我が国には多数のロシア軍が駐留しており、安全保障上の観点から、ロシアからの軍事支援は不可欠な要素となっております。ロシアのプーチン大統領に逮捕状がでている際、我が国がその執行を見送った背景にはこうした極めて深刻な安全保障上の事情が存在します。政府にとって、自国の防衛、自国国民の命を守ることは最優先事項です。いつアフガニスタンでの内戦が飛び火するかわかりません。いつか来るかも知れない緊急事態に備えるため、我が国としてはロシアとの関係悪化を招くような選択肢を取ることは極めて困難です。

そこで、こうした地政学的リスクと国際秩序の調和を図るため、私たちは2つの政策を提案します。1つ目は、「自国の同意なしに国際条約の拘束を受けることはない」という国際法の基本原則を強



化し、明文化すること、2つ目は、捜査・訴追戦略の効率化を進めることです。ICC加盟国としての義務は果たしていく意思は有しているものの、我が国の存立や自国国民の安全に危険が及ぶ恐れのあることに関しては慎重な検討を重ねていく必要があると考えます。

Tanzania

タンザニアは東アフリカに位置する国家で、我が国はICCを重要な機関として支持する。ルワンダ国際刑事裁判所の開催地となった歴史を持ち、ICCに協力する姿勢を示すが、国内の法整備、行政能力には課題が残っており、ICCへの協力体制を十分に整備できていない。また、アフリカ諸国ではICCがアフリカに偏って活動しているという不信感も抱いている。タンザニアは、ICCの実効性強化と制度改革に向け、締約国間の協力深化、国内法整備支援、そして地域的信頼の回復を重視する。ICCが独自の警察組織を持たず、逮捕などを各国の協力に依存しているため、非協力的な国や法執行能力が不足している国では、逮捕状の執行が困難になるという問題に対して注目する。タンザニアは、ICCの実効性を高めるためには、まずアフリカ諸国のICCに対する信頼の向上が重要であると考え。そのため、タンザニアはAUでの会議などを通じて、ICCは特定地域を意図的に標的としているのではないことを説明し、協力強化を呼びかける。また、タンザニアは、ICCに専門の警察組織の設置を要求する。各国から人を集めて育成し、ICC専属の警察組織として活動させる。そして、法制度や資金面の問題によって逮捕が困難な国はICCに要請すれば、警察組織の派遣を受けられる仕組みにする。トップラインとして、理想ではあるが協力可能であるにもかかわらず故意的に協力しない締約国については、ICCの警察が入国し、独自で捜査をする制度を設けるべきだとも考える。この改革により、ICCは各国の政治的判断や司法能力に過度に依存する状況から改善され、容疑者の逮捕や証拠収集をより効果的に行えるようになる。結果として「不処罰なき世界」の実現に近づくことが期待される。だが、警察組織の設置には資金、人材などの課題も存在する。その解決策として、先進国に対してICCへの資金的支援を求め、人口が多く失業者が多い国に対して人材を要求する。最後にタンザニアはAUの会議でICCへの不信感を払拭し、アフリカ全体がICCに協力してもらえよう促し、ICCに対して警察組織の結成を要求する。

Timor-Leste

Trinidad and Tobago

Tunisia

チュニジア共和国は、2011年にアラブ・北アフリカ地域で先駆けてローマ規程を批准した締約国として、国際刑事裁判所 (ICC) が主導する免責なき国際刑事司法体制への不変の支持を表明す



る。重大な国際犯罪に対する処罰と被害者の救済は、国際社会の平和と安全の不可欠な基盤である。

しかしながら、現在のICCは実効性と政治的中立性における重大な危機に直面している。一部の国際情勢に対する「二重基準(ダブルスタンダード)」の懸念や、裁判官・検察官に対する外部からの不当な政治的圧力・制裁は、ICCの独立性と信頼性を著しく損なっている。また、逮捕状の執行不全をはじめとする締約国の協力不足も解決すべき火急の課題である。

我が国は、ICCの実効性強化および制度改革に向け、以下の3点を重点政策として提案する。

第一に、「補完性の原則」に基づく国内司法能力構築の強化である。ICCはあくまで補完的な存在であり、主権国家が自国で裁判を行う能力を高めるための技術的・制度的支援をASP(締約国会議)が主導して拡充すべきである。

第二に、ICCの独立性を擁護する連帯メカニズムの確立である。司法関係者への制裁や政治的圧力に対し、ASPが結束して明確に対抗姿勢を示し、特定の政治的利害から裁判所を守るガバナンスルールを制定することを求める。

第三に、国際連携における平等の確保である。国連安全保障理事会による付託・延期の運用において政治的偏向を排除し、国連総会との密接な連携を通じて、すべての国家および個人に対して公平に法が適用される環境を整えるべきである。

チュニジアは、法治主義と人権擁護の精神に基づき、南北の架け橋としてすべての締約国と誠実に協働し、より強固で信頼される国際刑事司法体系の構築に貢献する決意である。

Ukraine

1. ICC・ウクライナの現状

逮捕状を発付しても実際には未履行の場合があり、特に国家元首の免責についての解釈の不一致などから、実効性に欠けるという課題がある。また現行のローマ規程では締約国外に適用できないものがあり、ロシアを侵略犯罪として裁くことができない。そして、裁判官に対する非締約国からの制裁により、司法の独立性・安全性が脅かされる状況にある。

2. スタンス

我々ウクライナは、現在ロシアと戦争中であり、7年間の管轄権免除を適用した選択的協力という形でのICCへの関与の仕方をとっている。欧州評議会や現在加盟に向けて評議中のEUなど、ヨーロッパの一員として各国と連携を深め、制度改革に積極的に取り組む考えである。

3. 政策立案

[論点1]

「締約国裁判制度」を提案する

この目的は、ローマ規程の締約国になることのメリットを作ることだ。また、国際社会全体の総意を被告に表明し、社会的孤立という非武力的な制裁を加えるためだ。

この制度は、現行のICCでの裁判に加えて2つの改革を行う。1つ目は、調査や逮捕状に応じない場合に、被告本人や協力者の資産凍結や渡航禁止を課すことだ。2つ目は、裁判官はその事件に関係しない中立国から選出し、判決に対して締約国のみが秘密投票で賛否を表明できる。

[論点2]

(i)「司法の運営に対する罪」「侵略犯罪」を非締約国にも適用する

(ii)自国内での判決プロセスの提出義務化

(iii)国家グループをつくり相互監視システムの構築

(iv)各国の所得ごとに応じた分担金

(v)事件ごとに民間からの寄付フォーム開設 を提案する

ICCの独立性を保ち、法的拘束力による抑止力の向上を図ったり、国内司法の透明性を向上させることができる。(i, ii)また、分担金の納付・協力状況を客観視することができる。(iii)また、財源



の公平性と安定性を確立しつつ、多種多様な財源確保ルートにより持続可能性も実現できる。
(v)

United Kingdom

イギリスはICCが戦争犯罪や人道に対する罪などの重大な国際犯罪を裁き、国際社会における法の支配と平和の維持を実現するために重要な機関であると考えます。しかし現在のICCは加盟国の協力に大きく依存しており、逮捕状が発行されても身柄引渡しが行われない事例や、証拠提供が十分にされていない事があるなどの課題を抱えています。また加盟国であるながら外交関係や国内事情を理由に非協力的な加盟国がいるのも事実です。これらの事実はICC全体の信用にも影響しているでしょう。

これらの状況を改善するために日本やフランスなどICCに協力的な加盟国を中心に法を整備し、身柄引渡しや証拠提出などの協力義務をより確実に行うことができる体制を気づいていくことを提案します。またICCに武力を行使する権限を与えるのではなく加盟国が義務に反した場合については加盟国間で了承した経済的制裁や外交的措置を講じる制度を整備した方が重要であると考えます。なぜならICCは平和を謳う機関なため武力制圧を行うと他国に示しがつかないからです。これらにより加盟国の協力を促し、ICCの実効性と信用の向上につながると考えました。

さらに司法制度が十分に機能していない国は、ICCから人材や独自の警察組織を派遣し司法制度の整備や運営を支援し警察組織を使い治安向上を目指せば自国の司法機関が適切に機能する環境を整えられます。これはICCが各国の司法を一方向的に支配することを目的とするものではなく、各国が自ら国際犯罪を裁けるよう支援し機能しない司法に戻ることを防ぐ制度です。しかしICCに権限を集中させると権力の暴走につながる可能性もあるため、国家主権や各国の事情を尊重しながら独裁的にならず他の加盟国がお互いに抑制しあい冷静に物事を行うことが必要です。

イギリスはこれらの取り組みによってICCへの国際的な信頼を高め、協力国の拡大と最も重大な犯罪の防止につなげたいと考えます。会議では加盟国の意見も積極的に取り入れながら、現実的かつ実現可能な制度改革について議論を進めICCがより公平で実効性の高い国際司法機関として機能することを目指します。

Uruguay【加筆修正】

1. 基本的立場:法の支配と不処罰の打破

ウルグアイ東方共和国は、ラテンアメリカ・カリブ諸国グループ(GRULAC)の一員として、2002年のローマ規程発効以来、一貫して国際刑事裁判所(ICC)を「不処罰なき世界」の実現に向けた国際社会の良心の砦として支持してきた。我が国は、平和と正義は表裏一体であり、最も重大な国際犯罪に対する刑事責任の追及は、国際的な法の支配を確立するために不可欠なプロセスであると確信している

現在、ICCは執行力の欠如、政治的圧力、そして普遍性の危機という構造的な課題に直面しているが[6-8]、ウルグアイはこれらを「制度の崩壊」ではなく、より強靱な司法機関へと進化させるための「改革の機会」とであると位置づけ、本会議での議論を主導する決意である。

2. 論点1:ICCの実効性の強化 — 協力と主権の調和

ICCは独自の警察組織を持たず、逮捕状の執行を全面的に締約国の協力に依存している(規程第86条)。バシール元大統領やプーチン大統領の事例で見られた逮捕状の未履行は、司法の実



効性を著しく毀損するものである。

執行メカニズムの構築: 我が国は、第87条第7項に基づく「非協力の認定」を単なる外交的非難に留めるのではなく、締約国会議(ASP)が介在して問題解決を図る「常設協力協議メカニズム」の設置を提案する。

現職国家元首の免責: 規程第27条は「公的地位の無関係」を明記しており、ICCの前ではいかなる地位も訴追を妨げるものではない。一方で、モンゴルの事例のように国家の存立に関わる経済・エネルギー的依存が協力を阻害する現実も直視すべきである。我が国は、締約国の困難を政治的に聴取する手続きの公式化と、第27条の厳格な運用に関する解釈指針の策定を支持する。

3. 論点2: ICCの改革 — 独立性の保護と財政的自立

ICCが政治的な「西側の道具」であるとの批判を払拭し、普遍的な正当性を回復するためには、制度的独立性の確保が急務である。

職員への不当な圧力への対抗: 2025年の米大統領令第14203号による主任検察官や判事ら12名への経済制裁は、規程第48条が定める特権および免除に対する深刻な挑戦である。我が国は、制裁による銀行口座の凍結やメール遮断といった実害から職員を守るため、「組織的レジリエンス基金」の創設を提唱する。

財政の公平性と自立: 約8,000万ユーロに達する分担金の滞納解消に向けた「多年度支払い計画」の義務化を求める[23, 24]。また、特定の事態(ウクライナ等)に資金が集中し、他の事態が手薄になるという「非対称性」を是正し、検察官が独立してすべての地域に資源を公平配分できる予算制度への移行を支持する。

4. 結語: 普遍的な正義の砦として

ウルグアイは、サヘル3カ国の脱退などの「普遍性の欠如」を深刻に憂慮している。これに対処するためには、ICCが一方的に介入するのではなく、各国の国内司法能力を強化する「積極的補完性」のアプローチを予算上の優先事項とすべきである。

本会議において、各締約国が政治的利害を超え、コンセンサスを最大限に追求することで(規程第112条第7項)、ICCを真に公正で実効力のある「国際司法の守護者」へと再定義することを強く求める。正義なき平和は永続し得ない。ウルグアイは、いかなる圧力にも屈することなく、ICCを支持し続けることをここに再言する。

以上、ウルグアイ東方共和国代表大使。

Venezuela

我が国は、現在非締約国との問題を抱えています。ICCは非締約国を捜査する権限を持っていません。しかし、非締約国の犯罪によって締約国が被害を受ける事例が多々あります。そのため、論点1について、我が国は効果の管轄権をローマ規定に明記することを主張します。そうすることで、ICC非締約国からの犯罪であってもその国をICCが捜査することが可能となり、自国を犯罪から守ることができます。トップラインは効果の管轄権についてローマ規定に明記すること、ボトムラインは効果の管轄権に関する声明をローマ規定締約国会議の名前で出すことです。また、論点2についてはICCの検察官に対して個人的な制裁を行うことを禁止する規則を作ることがボトムラインになると考えています。また、それに加えて違反した国には罰金を科すことをトップラインとします。この政策は、ICCの判事・検察官への政治的圧力に対する防御策となります。また、ICCの資金面に余裕を持たせることも同時に可能となります。



最終更新日 : 2026年8月6日

Zambia